

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会決裁規程

平成7年4月1日

五社協規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会の会長の職務権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 会長又は、会長の権限の受任者の権限に属する事務を常時その者に代わって決裁することをいう。
- (2) 代決 会長、会長の権限の受任者又は専決権限を有するもの（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務を決裁責任者が不在のとき又は事故あるとき若しくは欠けたとき（以下「不在」という。）一時決裁責任者に代わって決裁することをいう。

(事務の代決)

第3条 決裁すべきものが不在のときは、当該決裁すべき者の区分に従い、それぞれ次の各号に掲げる者が代決することができる。

- (1) 会長 常務理事
- (2) 常務理事 事務局長
- (3) 事務局長 あらかじめ事務局長が指定した者

(代決の制限)

第4条 前条の代決は、急施を要するもの（特に重要又は異例と認められるものを除く。）又はあらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限る。

(後閲等)

第5条 代決した者は、代決した事項のうち必要なものについて、遅延なく後閲を受け、又は報告しなければならない。

(会長の決裁事項)

第6条 会長の決裁を要する事項は、別表1のとおりとする。

(常務理事の専決事項)

第7条 常務理事の決裁を要する事項は、別表2のとおりとする。

(事務局長の専決事項)

第8条 事務局長の決裁を要する事項は、別表3のとおりとする。

(専決の制限)

第9条 前3条の規定にかかわらず、特命のあった事項・重要若しくは異例と認められる事項・新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(委任規程)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日より施行する。

付 則

この規程は、平成8年6月1日より施行する。

付 則

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

別表第1 会長の決裁事項

- (1) 法人の総合企画及び運営の基本方針の策定に関すること
- (2) 役員会及び評議員会の招集及び議案に関すること
- (3) 各種規程（定款細則、会員規程その他業務に関する事項で理事会において必要と認められるものを除く。）、要綱、要領等の制定又は改廃に関すること。
- (4) 1件の取引額（取得価格又は時価総額とを比較して、いずれか高い方の額）が50万円以上の資産の取得及び管理方法、処分の決定
- (5) 借入金に関すること
- (6) 50万円以上の予備費の充当及び予算の流用
- (7) 1件の金額が50万円以上の予算の執行及び契約の締結
- (8) 職員の任免懲戒及び賞罰等の人事に関すること
- (9) 役員の旅命及び復命に関すること
- (10) 特に重要な通知・公告・申請・届出・報告・照会並びに回答等及び情報の開示に関すること
- (11) 訴訟その他の争訟に関する決定
- (12) その他法人の日常業務に関して重要と認められる事項

別表第2 常務理事の決裁事項

- (1) 評議員、事務局長の旅命及び復命に関すること
- (2) 1件の取引額（取得価格又は時価総額とを比較して、いずれか高い方の額）が10万円以上50万円未満の資産の取得及び管理方法、処分の決定
- (3) 10万円以上50万円未満の予備費の充当及び予算の流用
- (4) 1件の金額が10万円以上50万円未満の予算の執行及び契約の締結
- (5) 嘱託職員の任免懲戒及び賞罰等の人事に関すること
- (6) 重要な通知・公告・申請・届出・報告・照会及び回答及び情報の開示に関すること
- (7) 前各号に準ずる事項の決定
- (8) その他会長が特に指定した事項に関すること

別表第3 事務局長の決裁事項

- (1) 臨時職員及びパートタイマー等の任免懲戒及び賞罰等の人事に関する事
- (2) 職員の旅行命令及び復命に関する事
- (3) 職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- (4) 職員の服務に関する事
- (5) 職員の時間外勤務・休日勤務及び夜間勤務の命令
- (6) 職員の各種手当に係る届出の受理、支給要件の認定及び月額の設定に関する事。
- (7) その他就業規程に定める諸届の受理
- (8) 通知・公告・申請・届出・報告・照会及び回答
- (9) 10万円未満の予備費の充当及び予算の流用
- (10) 1件の取引額（取得価格又は時価総額とを比較して、いずれか高い方の額）が10万円未満の資産の取得及び管理方法、処分の設定
- (11) 1件の金額が10万円未満の予算の執行及び契約の締結
- (12) 建物及び物品の維持管理
- (13) 現金・有価証券及び担保物件の出納保管
- (14) 各種委員会等の開催及び決定事項の執行
- (15) 前各号に準ずる事項の設定